



市章

# 彦根市公報

令和7年(2025年)1月6日  
第1931号  
月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

- 条例
  - 43 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 . . . . 2
- 規則
  - 61 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 . . . . . 2
- 告示
  - 224 自転車等の移動および保管 . . . . . 2
  - 225 指定納付受託者の指定 . . . . . 3
  - 226 指定管理者の指定 . . . . . 3
  - 227 彦根市議会臨時会の招集 . . . . . 4
  - 228 予算の要領の公表 . . . . . 4
  - 229 予算の要領の公表 . . . . . 4
- 教育委員会告示
  - 38 彦根市教育委員会会議の招集 . . . . . 5
- 選挙管理委員会告示
  - 49 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日 . . . . . 5
  - 50 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙の執行 . . . . . 5
  - 51 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における投票区 . . . . . 5
  - 52 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式 . . . . . 5
  - 53 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における投票所 . . . . . 6
  - 54 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における投票所の開閉時刻 . . . . . 6
  - 55 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同 . . . . . 7
  - 56 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者の選任 . . . . . 7
  - 57 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者の選任 . . . . . 7
  - 58 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時および場所 . . . 7
  - 59 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 . . . . . 8
  - 60 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時および場所 . . . . . 8
  - 61 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所 . . . . . 8
  - 62 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額 . . . . . 8
- 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示
  - 1 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における選挙長が行う公告式 . . . . . 9
  - 2 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所 . . . . . 9

3 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじ  
を行う日時および場所 ..... 9

4 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における立候補の届出を受け付ける順位... 9

5 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における候補者として届出があったもの... 9

6 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における投票を行わないことについて ..... 9

○ 農業委員会告示

12 彦根市農業委員会定期総会の招集 ..... 10

**条 例**

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 5 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 43 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項中「特例給付(同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。)」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 47 号)附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**規 則**

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 5 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 61 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則(令和 5 年彦根市規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号シ中「同法附則第 2 条第 4 項」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 47 号)第 12 条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)附則第 2 条第 4 項」に、「特例給付(同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。)」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

彦根市告示第 224 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和6年12月5日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

福満公園

3 移動日時

令和6年12月3日 午前10時から午前10時30分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部都市計画課(電話0749-30-6124)

彦根市告示第225号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年12月9日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 アマゾンジャパン合同会社

(2) 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和6年12月9日

彦根市告示第226号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例(平成元年彦根市条例第5号)第15条第1号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年12月11日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
  - (1) 名 称 彦根市子どもセンター
  - (2) 所在地 彦根市日夏町 4769 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
  - (1) 名 称 高木・技研特別共同体
  - (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一
  - (3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地
- 3 指定期間
  - 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 227 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、令和 6 年 12 月彦根市議会臨時会を下記のとおり招集する。  
 令和 6 年 12 月 16 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 期日 令和 6 年 12 月 27 日
- 2 場所 彦根市議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 8 号)
  - (2) 令和 6 年度(2024 年度)彦根市病院事業会計補正予算(第 2 号)
  - (3) 令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計補正予算(第 2 号)
  - (4) 令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第 2 号)
  - (5) 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
  - (6) 彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

彦根市告示第 228 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 10 月 10 日付で専決処分した令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 6 号)の要領を次のとおり公表する。  
 令和 6 年 12 月 16 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 229 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 12 月 16 日市議会の議決を経た令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 7 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計補正予算(第 1 号)および令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第 1 号)の要領を次のとおり公表する。  
 令和 6 年 12 月 16 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

## 教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第38号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和6年12月9日

彦根市教育委員会  
教育長 西嶋良年

記

- 日時 令和6年12月19日(木)午後1時30分から
- 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室
- 議題
  - 令和6年度12月補正(第8号補正)予算について
  - 「ひこねラーケーションの日」の試験的实施につき議決を求めることについて

## 選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第49号

令和6年12月21日執行予定の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日を次のとおり定める。

令和6年12月13日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬毅

- 決定の基準となる日 令和6年12月15日  
ただし、年齢要件については、同月21日
- 登録を行う日 令和6年12月15日

彦根市選挙管理委員会告示第50号

令和7年1月14日に任期が満了する彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙を次のとおり行う。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬毅

- 選挙期日 令和6年12月21日
- 選挙すべき議員の定数 9人

彦根市選挙管理委員会告示第51号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙における投票区を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により次のとおり定める。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬毅

投票区名	区画
1投票区	鳥居本町、下矢倉町、甲田町、宮田町、佐和山町、笹尾町、 莊巖寺町、善谷町、中山町、仏生寺町、男鬼町および武奈町の区域
2投票区	小野町および原町の区域

彦根市選挙管理委員会告示第52号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙に用いる投票用

紙の様式を次のとおり定める。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

片面印刷

<small>こうほしや</small> <b>候補者</b> <small>しめい</small> <b>氏名</b>	<p>令和六年十二月二十一日執行  <small>ひこねしとりいもとちようほか</small>  彦根市鳥居本町外 13ヶ町  <small>ざいさんくぎかいぎいんいっばんせんきよ</small>  財産区議会議員一般選挙</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  <small>こうほしや しめい らんないひとりか</small></p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。  <small>こうほしや ものしめい しか</small></p>	彦根市選 挙管理委 員会之印

備考

- 1 用紙の規格は、縦 128mm×横 80mmとする。
- 2 投票用紙の色は白で、黒色のインクで印刷する。
- 3 選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷込印刷とする。

彦根市選挙管理委員会告示第 53 号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13ヶ町財産区議会議員一般選挙における投票所は、次のとおりとする。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

投票区	施設名称	施設所在地
1	鳥居本地区公民館	彦根市鳥居本町1491番地6
2	小野こまち会館	彦根市小野町937番地

彦根市選挙管理委員会告示第 54 号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13ヶ町財産区議会議員一般選挙における投票所の開閉時刻について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり開く時刻を繰り下げ、閉じる時刻を繰り上げる。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬 毅

投票区	施設名称	開く時刻	閉じる時刻
1	鳥居本地区公民館	午前9時	午後4時
2	小野こまち会館	午前9時	午後4時

## 彦根市選挙管理委員会告示第55号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬 毅

## 彦根市選挙管理委員会告示第56号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬 毅

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
(略)	林 歩美	(略)	大橋 茂雄

## 彦根市選挙管理委員会告示第57号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬 毅

(以下省略)

## 彦根市選挙管理委員会告示第58号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会議員一般選挙における選挙会は次の日時および場所において行う。

令和6年12月16日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬 毅

## 1 有投票の場合

- (1) 日時 令和6年12月21日 午後5時から  
(2) 場所 彦根市鳥居本町1491番地6 彦根市鳥居本地区公民館

## 2 無投票の場合

- (1) 日時 令和6年12月21日 午前10時から  
(2) 場所 彦根市鳥居本町1491番地6 彦根市鳥居本地区公民館

彦根市選挙管理委員会告示第 59 号

令和 6 年 12 月 21 日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 194 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

令和 6 年 12 月 16 日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野 瀬 毅

制限額 1,344,200 円

彦根市選挙管理委員会告示第 60 号

令和 6 年 12 月 21 日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじは、次の日時および場所において行う。

令和 6 年 12 月 16 日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野 瀬 毅

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 16 日 午後 5 時 30 分から
- 2 場 所 彦根市元町 4 番 2 号  
彦根市役所 本庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局

彦根市選挙管理委員会告示第 61 号

令和 6 年 12 月 21 日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 16 日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野 瀬 毅

- 1 交付場所 彦根市元町 4 番 2 号  
彦根市役所 本庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局
- 2 交付期間 令和 6 年 12 月 17 日(火)から同月 20 日(金)まで
- 3 交付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

彦根市選挙管理委員会告示第 62 号

令和 6 年 12 月 21 日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 121 条の規定による個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

令和 6 年 12 月 16 日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野 瀬 毅

施設の名称	面積(m <sup>2</sup> )	費用(円)			備考
		平日		休日	
		昼間	夜間		
鳥居本小学校	552	9,563	26,011	27,319	執行経費
鳥居本中学校	347	9,563	26,011	27,319	〃
県立鳥居本養護学校	701	9,563	26,011	27,319	〃
鳥居本地区公民館	239	彦根市公民館の設置および管理に関する条例第 10 条に定める使用料			条例

## 鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示

## 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第1号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙において、法令の規定に基づき、選挙長が行う公告式は、彦根市公告式条例(昭和36年彦根市条例第47号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、彦根市公報に登載して行う。

令和6年12月16日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙  
選挙長 林 歩 美

## 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第2号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和6年12月16日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙  
選挙長 林 歩 美

彦根市元町 4 番 2 号

彦根市役所 本庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局

## 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第3号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年12月16日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙  
選挙長 林 歩 美

1 日 時 令和6年12月18日 午後5時30分

2 場 所 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市役所 本庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局

## 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第4号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙に際し、選挙長において立候補の届出を受け付ける順位は、同月16日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、その時刻後に到着した者については到着の順位により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和6年12月16日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙  
選挙長 林 歩 美

## 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第5号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第11項の規定により告示する。

令和6年12月16日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙  
選挙長 林 歩 美

(以下省略)

## 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第6号

令和6年12月21日執行の彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないため、投票は行わない。

令和 6 年 12 月 16 日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会議員一般選挙  
選挙長 林 歩 美

農 業 委 員 会 告 示

彦根市農業委員会告示第 12 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 12 月 5 日

彦根市農業委員会  
会長 田 中 金 二

記

- 1 日時 令和 6 年 12 月 12 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2
- 3 議題
  - (1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - (3) 彦根市農用地利用集積計画(案)について